

建設業法施行規則等の改正（平成20年4月1日施行）に伴う
経営事項審査・経営状況分析の変更点（主要部分）について

ワイズ公共データシステム株式会社

（1）工事経歴書の様式改正について

- ・從来、2種類の様式が定められていた工事経歴書について、様式が統一されました。

①（従来書式）第2号工事経歴書（従来は許可のみ業者向けの書式でしたが共通となりました）

経営事項審査を受審する建設業者と許可のみの建設業者の提出する工事経歴書が統一され、経営事項審査を受審する建設業者も様式第2号（従来は第2号の2）を使用することになりました。

経営事項審査において、元請完成工事高が評価項目とされたことに対応し、完成工事高合計のうち元請完成工事として計上した金額を記載することになりました。

併せて、各工事の配置技術者が監理技術者であるか主任技術者であるかが記載されることになりました。

②（従来書式）第2号の2工事経歴書（従来は経審受審業者向けの書式でしたが廃止されました）

経営事項審査を受審している建設業者と許可のみの建設業者の提出する工事経歴書を統一したため廃止。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

(建設工事の種類)						工事（税込・税抜）		
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者	請負代金の額	工期	
							着工年月	完成又は完成予定期間
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						千円	千円	平成年月 平成年月
						小計	うち元請工事	千円 千円
						合計	うち元請工事	千円 千円

（2）財務諸表様式の改正等について

規則別記様式第15号から別記様式第17号の3までの財務諸表について、企業会計基準の変更

対応のため一部科目が改正されました。

①企業会計基準の変更に対応し勘定科目の分類のうち支払利息から手形割引料が削除されました。

手形の割引料は支払割引料として期間の経過に応じて費用化し、未経過のものは前払割引料として資産に計上していましたが、企業会計基準の変更に伴い、手形の割引は売買取引として処理され、「手形売却損」として表示されることになりました。

この手形売却損が営業外費用総額の10分の1を超えるようなら「手形売却損」として、それ以下なら「その他」で表示して下さい。

②現財務諸表における「新株発行費」は、「株式交付費」となり、自己株式の処分費用も含まれるようになりました。

③「社債」については、償却原価法に基づいて算定された価額で計上されることとなったため、「社債発行差金」は削除されました。

④上記（2）①②③の再審査での取り扱いについて

支払利息に割引料、手形売却損を含めた現行基準財務諸表で既に申請をしている会社がある場合の再審査の取り扱いは、国土交通省告示第八十七号附則により、新書式の申請書のみでも再審査できますし、新書式の申請書と新基準に基づいた財務諸表と共に再提出頂いても、どちらでも再審査できます。

（参考）国土交通省告示第八十七号 附則

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和五十七年建設省告示第千六百六十号は、平成十八年九月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成二十年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができます。

（3）基幹技能者について

この度の改正で基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について建設業法施行規則が変更されました。

建設現場の中核的な役割を担う基幹技能者を同規則に位置付け、登録基幹技能者講習について規定し、講習を受けた登録基幹技能者が経営事項審査（経審）のZ（技術力）で加点されることになりました。

資格運営団体が登録基幹技能者講習を実施するには、国土交通大臣の登録が必要で、平成20年4月1日の施行後、速やかに登録申請した場合、5月の連休明けにも登録され、早ければ今夏にも講習、現有資格者に対する特例講習が実施できる見通しにあります。その結果、平成20年度中に経審を受審し、登録基幹技能者で加点を受けられるようになります。登録基幹技能者に対する加点は1人当たり3点です。

登録基幹技能者講習の

1) 受講資格

①経験年数10年以上、②職長経験3年以上に設定

2) 証明方法

①事業主の証明書と共に職長経験

3) 職長経験の証明方法

①労働安全衛生法に定められた「職長・安全衛生責任者教育」講習を受けた証明書

②元請けの証明書のいずれか

(4) 経営状況分析申請書について

～H20.03.31 書式

様式第二十五号の八（第十九条の三関係）

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（用紙A.4）

平成 年 月 日

H20.04.01～書式

（用紙A.4）

経営状況分析申請書（平成20年4月新規用）

登録経営状況分析機関代表者

ワイス公共データシステム株式会社

代表取締役 藤井正紀 殿

申請者

代理人

印

項目	
申請年月日	01 平成□□年□□月□□日
申請時の許可番号 知事	02 大臣コード□□□ 国土交通大臣 許可(教)- 許可番号 第□□□□□□□□号 平成□□年□□月□□日
前回の申請時の許可番号	03 大臣コード□□□ 国土交通大臣 許可(教)- 許可番号 第□□□□□□□□号 平成□□年□□月□□日
審査基準日	04 平成□□年□□月□□日
審査対象営業年度	05 期間 平成□□年□□月□□日～至平成□□年□□月□□日 満期区分 ①□□②□□
審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	06 期間 平成□□年□□月□□日～至平成□□年□□月□□日 満期区分 ①□□②□□
審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	07 期間 平成□□年□□月□□日～至平成□□年□□月□□日 満期区分 ①□□②□□
法人又は個人の別	08 □ (1. 法人 2. 個人) □ 前回の申請の有無 □ (1. 有 2. 無)
連絡先 業務の有無	10 □ 提出義務 (1. 有 2. 無) □ 前回の申請時 (1. 有 2. 無)
商号又は名称	11
商号又は名称	12
代表者又は個人の氏名のフリガナ	13
代表者又は個人の氏名	14
主たる営業所の所在地	郵便番号 □□□-□□□□
主たる営業所の電話番号	15 □□□□□□□□□□
当期減価償却実施額	17 単独決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円) 連結決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
受取手形割引高	18 単独決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円) 連結決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
(備考欄)	

連絡先
所属等 氏名 電話番号 ファックス番号
E-mail

別紙ワイス公共データシステム株式会社経営状況分析業務委託契約書を承認のうえ申請します。

（用紙A.4）

申請者

登録経営状況分析機関代表者

ワイス公共データシステム株式会社

代表取締役 藤井正紀 殿

代理人

印

項目	
申請年月日	01 平成□□年□□月□□日
申請時の許可番号 知事	02 大臣コード□□□ 国土交通大臣 許可(教)- 許可番号 第□□□□□□□□号 平成□□年□□月□□日
前回の申請時の許可番号	03 大臣コード□□□ 国土交通大臣 許可(教)- 許可番号 第□□□□□□□□号 平成□□年□□月□□日
審査基準日	04 平成□□年□□月□□日
審査対象営業年度	05 期間 平成□□年□□月□□日～至平成□□年□□月□□日 満期区分 ①□□②□□
審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	06 期間 平成□□年□□月□□日～至平成□□年□□月□□日 満期区分 ①□□②□□
審査対象営業年度の前々審査対象営業年度	07 期間 平成□□年□□月□□日～至平成□□年□□月□□日 満期区分 ①□□②□□
法人又は個人の別	08 □ (1. 法人 2. 個人) □ 前回の申請の有無 □ (1. 有 2. 無)
連絡先 業務の有無	09 □ (1. 有 2. 無)
単独決算又は連結決算の別	10 □ (1. 単独決算 2. 連結決算)
商号又は名称	11
商号又は名称	12
代表者又は個人の氏名のフリガナ	13
代表者又は個人の氏名	14
主たる営業所の所在地	郵便番号 □□□-□□□□
主たる営業所の電話番号	15 □□□□□□□□□□
当期減価償却実施額	17 単独決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円) 連結決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
前期減価償却実施額	18 単独決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円) 連結決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
(備考欄)	

郵便番号 □□□-□□□□
主たる営業所の電話番号 16 □□□□□□□□□□
当期減価償却実施額 17 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
前期減価償却実施額 18 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
連絡先 所属等 氏名 電話番号 ファックス番号
Email

別紙ワイス公共データシステム株式会社経営状況分析業務委託契約書を承認のうえ申請します。（頂にワイス公共データシステムで申請時の審査基準日において再審査を希望される場合はレ付けてください）

新旧書式の違いは以下の通り、経営状況の評価指標の改正に対応し、現行の申請書にある「受取手形割引高」がなくなり、改正後の申請書に「前期減価償却実施額」が加わりました。

また弊社の新書式では「再審査申請」のチェック欄が最下部に追加されていますのでご注意下さい。

～H20.03.31 書式

当期減価償却実施額	17 単独決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円) 連結決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
受取手形割引高	18 単独決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円) 連結決算 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)

H20.04.01～書式

当期減価償却実施額	17 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)
前期減価償却実施額	18 □□□,□□□,□□□,□□□ (千円)

(5) 確認書類の追加について

国土交通省より次の確認書類が不要、或いは新たに追加されました。

①経営事項審査申請時

- 自己資本の確認書類として規則別記様式第15号による貸借対照表の写しが必要になりました。

・利払前税引前償却前利益の確認書類として法人税申告書別表（別表16（1）及び（2））の写し並びに規則別記様式16号による損益計算書の写しが必要になりました。

・監査の受審状況の確認書類として、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し、又は経理処理の適正を確認した旨の書類に署名を付したもの

（審査基準日における建設業に従事する職員のうち、公認会計士、会計士補、税理士及び1級登録経理試験の合格者の署名）が必要になりました。

様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

②経営状況分析時

- ・受取手形割引高の確認書類として、現行では初回・2回目以降にかかわらず当期分の別表11（1の2）等が必要でしたが、改正後は不要となりました。注記表への記載は改正後も変わりません。
- ・減価償却実施額の確認書類として、現行では初回申請であっても当期分の税務申告書別表16（1）（2）等が必要でしたが、改正後は初回申請時に当期分と前期分が必要となり、2年目からは当期分のみ必要となりました。
- ・受取手形裏書譲渡高については現行と変わりません。

		初回申請時				2回目以降			
		現行		改正後		現行		改正後	
受取手形割引高	当期	申請書 注記表	別表11 (1の2)	注記表	金額のみ	申請書 注記表	別表11 (1の2)	注記表	金額のみ
	前期	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ				
	前々期	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ				

		初回申請時				2回目以降			
		現行		改正後		現行		改正後	
減価償却実施額	当期	申請書	別表16 (1)(2)	申請書	別表16 (1)(2)	申請書	別表16 (1)(2)	申請書	別表16 (1)(2)
	前期	-	金額のみ	申請書	別表16 (1)(2)	-			
	前々期	-	金額のみ	-	金額のみ	-			

		初回申請時				2回目以降			
		現行		改正後		現行		改正後	
受取手形裏書譲渡高	当期	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ
	前期	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ				
	前々期	注記表	金額のみ	注記表	金額のみ				

(6) 兼業事業売上原価報告書について 第25号の9

申請者の押印が不要となりました。

(様式A4)

株式第二十五号の九 (第十九条の四関係)

兼業事業売上原価報告書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)

(7) 総合評定値請求書 第25号の11

別紙1

元請完成工事高の額を記載する項目が新たに設定されました。

別紙一

(用紙A4)
20002

工事種類別完成工事高											
工事種類別元請完成工事高											
項番 3.1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度										計算基準の区分 1.2年平均
	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月					自 11 年 13 月 至 15 年 17 月					
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		年 月 ~ 年 月		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		年 月 ~ 年 月				
業種コード 3.2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					計算基準の区分 2.3年平均
	3 5		6 10 15		16 20 25		26 30 35		36 40 45		
	工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度		元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度								
工事											計算基準の区分 1.2年平均

別紙2

技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定されたこと、監理技術者講習受講者を優遇して評価されることに対応し改正されました。

別紙二

(用紙A4)
20005

技術職員名簿

頁
数 **6.1** **3.5** 頁

通番	氏名	生年月日	業種コード		有資格分野		講習受講		業種コード		有資格分野		監理技術者資格者証交付番号
			3	5	6	8	10	12	14	16	18	20	
1			6	2									
2			6	2									

別紙3

現行の申請書の記載項目から労働福祉の状況における「賃金不払件数」及び「工事の安全成績」が削除されました。

また「退職一時金制度の導入の有無」及び「企業年金制度導入の有無」がそれぞれ別に求められていましたが、改正後の申請書においては「退職一時金制度の導入の有無若しくは企業年金制度導入の有無」となり、どちらか片方でも「有」の条件に変更されました。

別紙三

(用紙A4)

2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番 4 1	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 4	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無]

また、「法令遵守の状況」「監査の受審状況」、及び「研究開発の状況」が加えられました。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	4 8	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	4 9	3 <input type="checkbox"/>	[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況	5 0	3 <input type="checkbox"/>	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	5 1	3 <input type="checkbox"/>	5 (人)
二級登録経理試験合格者の数	5 2	3 <input type="checkbox"/>	5 (人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	5 3	3 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	10 <input type="checkbox"/>	(千円)
審査対象事業年度						審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						(千円) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

(8) 登録基幹技能者講習修了証 第30号

新たに登録基幹技能者講習が位置付けられたことに応じて新設されました。

登録基幹技能者講習を修了した方が新たに技術職員として評価されることになり、別記様式25の11別紙2において申請する際の技術者コードが追加されました（別表4では「064」、別表5では「601」）。

様式第三十号（第十八条の三の六関係） (表面)	
(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証 修了証番号 第 号	
氏名 (生年月日 年 月 日) この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日	写 真 30.00 ミリメートル 24.00 ミリメートル 54.03 ミリメートル以上 ↓ 85.47 ミリメートル以上 85.72 ミリメートル以下
(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)	

注：本紙の複写、配布、文書利用はフリーです。ただし、行政庁以外の方の文書・表・図の配布等には、弊社ロゴ・マーク・社名等の併記が必須となりますのでご了承下さい。